

## 第3回公民館グランドデザイン検討委員会 議事録

日時 令和3年11月1日  
場所 東部公民館 2階研修室  
時間 午後2時から

はじめに

前回の議事録と、公民館グランドデザインの大筋案について修正やご審議ご意見等

委員長：議事録の修正というか訂正をお願いできればと思っております。

7ページ。委員長の発言した内容で、蒲郡は公民館ごとに、運営委員会があるのか→運営審議会

### 第3回の検討委員会

#### 1.スケジュール、前回までの振りかえり

- ・事務局よりスケジュールの説明
- ・前回までの検討内容について

○第1回の検討委員会では、現在の公民館の現状と、アンケート結果を含めた課題を説明し、解決策として交流館を地域交流拠点機能、中央公民館を社会教育機能として、機能を分けるということを提案させていただきました。

○2回目では、その提案に対して、ご理解を深めていただくために、なぜ交流館と中央公民館に分けたらいいのかということについて説明をしまして、それに対して委員の方々より、様々な意見やご質問をいただきました。

○交流館になると何が変わるのかの説明

委員：交流館になると、予約なしでも利用できる、そういうようなことがうたってあります。

現実今の公民館の職員、主事が週18時間。館長に至っては、必要とあれば出てくるというぐらいの感覚で、年間報酬25万でやって、それから、書記は時給でやってるわけですけどもとてもじゃないけれども、予約なしでいつでも利用できるようになると、職員が対応できない。

交流会になった時からこの形にということは、もう今の職員の倍の人数でも僕は難しいんじゃないかと思ってるんですけど、そこら辺のことについて、どういうふうに考えてみえるかと。

事務局：予約なしでも利用できるっていうところが交流スペースについて申し上げています。ただその交流スペースを使っただけにしても職員の方が誰もいない中で、使っただけわけにはいかないのも、もちろんやっぱり常駐していただく職員は必要とっております。ただいまの公民館の開館時間は9時から夜の9時までと決まっていますが、交流スペースを自由に使っただけの時間帯は日中の9時から5時ぐらいでとか、子供たちが遊びに来て帰るぐらいの時間帯に人が常駐できるような形で、やはり手当が必要であると考えています。ただそれが職員になるのか、職員がいない間は別で、シルバーさんに委託だったり、いろいろな方法で人をそこに配置しておくっていうふうになってしまうのかもしれないんですけど、人を公民館に置いておかなければいけないというのは、考えてはいるところです。

委員：シルバーをとという発想ですよ。

これは本当に公民館が責任持って対応するという中で、ちょっと私は答えられませんみたいな人が、ずっと対応しておるとというのが、ちょっと問題じゃないかな。

東部公民館でいうと、午前中しか職員がない。昼からもいない。なぜかという、1人体制はやりたくない。何かあったときに、例えば、市役所に行かなければいけない、地域回りしなければいけない、そうすると人がいなくなってしまう。

最低2人で対応という形をとっておるので、もうこの公民館では10年以上、もっと前からもう、午前中だけ職員がいる。

もちろん朝9時から夜9時まで、公民館の貸し出しをしておるわけですが、一応地域にはそれが、どこまで浸透してるかわからないが、わかっただけでそういう対応しておるといことです。今、何でそういう午前中だけで対応できているかという、予約制度でやっているから、昼から使っても、その時だけ対応できる。事前にわかっているから、どんなことでも対応できる。

ちょっと余りにもアルバイト的な方をお願いをして開くっていうのはどうかなというのが正直な思い。

事務局：現在が予約制であるから、今の人数でもできていというところは十分わかっっていて、ただやっぱりいろいろ公民館の利用が伸びない理由を考えていくと、予約をわざわざ事前にしなきゃいけないこととか、あとどうやって使っただけがいいのかわからない。

空いてるのか、閉まっているのかよくわからないという曖昧な部分もある。公民館によって、開いてる時間帯とか職員の方がいる時間帯というのがまちまちなので、市民の方にとって、使い勝手が悪くなっているところがありますので、一応常駐していただけるような職員を置いた上で、時間帯 9 時 5 時は空いてますよ、人もいますよという状況を作りたいということは考えております。

委員：今の公民館ではなくて、小学校に入ったときにこういう体制となるのか、それは何年先になるかわからない。市の公共施設マネジメントで、2046 年までに、というような、すごい先が長い話になるわけで、それまでに、フリースペースと言いましたけど、現状ない状態の中で予約もくそもない。本当は子供の学習室みたいなのがあったり、談話室的な来た人が自由に、会われる場所があるといいんですが、今の公民館の施設では、無理。そこら辺、この何年先かわからないことになってるんだけど、それを含めて聞きたい。

事務局：実際に何年後にできますっていうの私たちでも、はっきりとは申し上げることはできない。名前も交流館になるかどうかはまだ決まってはなない。名前を変えて、統一的に一気に今の公民館を変えていくのか、それとも、老朽化によって建て替えをしていく際に、そういったスペースを順次新しく設置していく中で、そういったところの名前を順番に変えていくのかっていうところは検討が必要。今現状の公民館でもフリーで使える場所ないかと見て回ってる。そういうところをつくれそうなどころがあれば、今の予約制はそのまま守ってもらって、例えばクラブサークルが終わって帰る時にちょっと座ってお話して帰れるような場所だったり、自由に使えるような椅子と机みたいなのがあってもいいのかなと考えてます。

## 2. 利用の拡大について

(1) 市民にとって公民館でどんな活動ができるとよいか

事務局より 6 ページ。3、施設の利用拡大について、柔軟な自由度の高い事業の実施というところについて説明

現在の蒲郡の公民館には利用の基準があります。

そこには個人での利用、営利活動、政治宗教活動というものができないという基準になっております。

先ほど見ていただいた 4 ページの赤字になっている部分は、現状今できてない。やれてるところもあるんですけども本当は基本的にはできないものになっております。

でも、例えばここに書いてあるような、各家庭の不用品を持ち寄ったフリーマーケットを行ってその収益で、交流館の備品を買いか買ってみんなで使いたいよとか、あと趣味でやってる写真展を個人で開きたい。その写真を使ったはがきやカレンダーみたいなものを販売したりとか、地域の方からの反響があればそのまま地域の方向への、写真教室やってもいいよっていう方が出てきた時だったりとか、例えば地元のお菓子屋さんが地元の農家さんと共同開発した新しいお菓子なんかがあって、それを地域の方に知っていただくために、公民館で販売したいよとか、あと、子供さん連れのグループでクリスマス会やりたいよっていうことですねこういったことを、今、現状のがまごおりの公民館で希望がありましても、今はお断りさせていただいてるような状況になっている。ですがこういったことがもしできるようになったらもっとももっとみんなが集まれる。交流館の可能性が見えてくるのではないかというふうに考えまして、どこまでの活動が、交流館でできたらいいのかな、ということをお考えいただきたいなと思います。

7 ページをご覧ください。どんな活動ができるとよいと思いますかという質問。

まず蒲郡の公民館が現状なぜ、前のページにあったような内容を、不可にしているのかというと、公民館は社会教育法の中にある社会教育施設になっています。資料の別紙 1 が社会教育法。こちらの、7 ページの黄色くマーカーしてあるところ。第 5 章公民館 第 22 条第六項。公民館の事業としてその施設を住民の集会その他の公共利用に供すること。と書いてあります。

8 ページの公民館の運営方針というところ 23 条第 1 号のところにも、もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することは、行ってはならないってところで禁止という形で載っている。こちらの方の解釈を蒲郡市では、単純に個人の利用と、営利活動、あとまた宗教とか政治の禁止が書いてあるんですけども、そういった活動はしてはならないという解釈をさせていただいて、現状そういった活動内容に限らせていただいているという状況になっております。

ただやはり他の市町村でもこういった社会教育法の制限があるために、市民の活動が広がらないことから、社会教育法から適用除外した施設として、名称を変えて、社会教育法上の公民館ではない施設というものにして、活動の範囲を広げていっているっていうところも、最近少しずつ増えてきているのが現状となっております。

では蒲郡の交流館は、実際にどこまでの活動ができたらいいかということについて、資料の別紙2をご覧ください。

こういったことを考えていくにあたって、いろいろと調べてみました。他の市町村の状況であったり、県の社会教育の担当の方に、社会教育法の適用や活動について確認をさせていただいた中でわかってきたことがあります。

まず、この横長の資料の①の左上ですね、社会教育法適用って書いてあるところ。今は基本的に卓球台空いてたら貸してねみたいなことは基本的にはやってないんですけど、これくらいの個人利用は今の状態でもやれる内容であるっていうこと。あとフリースペース。お茶をちょっと飲みながらみたいな、フリースペースの設置だったり、例えば自動販売機みたいなものが置いてあってそこで、お茶を買ってもらってそこで飲むのも、現状の蒲郡でもできるのではないかといいこと。つぎの②の活動であれば社会教育法の適用から外さなくても、範囲を広げることができるということがわかりました。お誕生日会とかクリスマス会、会議室での個展の開催、ピアノの発表会、公のみんなのための商品販売、その収益を個人のためではなくてみんなのために使うような、収益の営利活動についてはできる。例えば地元の商店の、商品の紹介や販売、これが地域の活性化のため、であればOK。あと、子供たちの絵の展覧会。入場料を集めて、それを子供たちの活動の資金にして、料金を徴収するのもOK。あとはフリーマーケットみたいなものが、例えば公民館祭りで地域の人たちみんなたくさん来てもらうために、地域の人たちがフリーマーケットを開きますはOK。公民館祭りのチラシに、例えば、地元の商店さんの広告を掲載してそこから協力金をもらって、公民館まつりを実施するとか、とうことも考えられる。

また、企業の営利活動。例えばちょっと名前の通った方をお呼びして、その方をお呼びするのにお金がかかるんで、入場料を徴収してその方にも渡しするお金も含めた講演会もできますし、お花屋さんが、お花の講座を開きに来て、その時にうちの店でこういうことをやってるんだよというチラシを配布するとか、あと、また地元の花屋さんが月謝を集めて、フラワーアレンジメント講座を開くとか、そういうこともできる。

また企業さんが営利目的ではなくて、社員の研修とか会議とか面接で使う等、そろばんの試験などの資格取得のための試験の会場として使っていただくこともできる。

要するに、特定の個人とか企業に対して、目的自体が営利目的ではなくて、公のための活動、地域の活性化のためとか、地域の人たちのためにやる活動であれば、できますよというような内容になってきます。

3番は、社会教育法除外した場合にできるようになる内容。この黄色と水色と緑に塗った部分は、さっきの二番とすごく似てるんですけど、結局これがそのお

店だけの営利目的のためにやるのか、地域活性化のためにやるのかっていうところで、判断が分かれるというところ。写真の個展開催っていうのも、すごい高額な料金だったり、本当に、お金もうけのための個展の開催とか、フリーマーケットも、個人で、場所だけ貸してというものだとできないとか、解釈次第でっていうところではあるんですけども。なので、最もわかりやすいのは一般企業が、例えば布団を売りに来るとか、そういう、販売するために来るという目的で使っていただくことをしようと思うと、社会教育法の適用から外さないとできませんよっていうものになります。こちらの方はやっぱり解釈とかが線を引ける基準がない部分になるので、それこそ市町村によって判断がすごく分かれているところになります。この後で皆さんに、どこまでの活動がこれからの交流館でやれるようになったらいいのかなっていうところを考えていただきます。まず、ここで説明を切らせていただきます。

委員長：それでは今までの、ところにつきまして何か質問がある方。

委員：例えば今、公民館で教室をやっておって、あくまでも主体が生徒の側んだけど、先生を呼ぶ。習い事っていうのは先生がいないと上達しないので、当然謝礼という話になって、謝礼をもらうということは営利という、非常に狭いとらえしれ方かもしれないが、狭いと言っても、どこまでが営利じゃないのか。ここに書いてあるカルチャーセンター化、旧市民センター化はしないという事が書いてあるが月謝を伴う活動については、ある意味、カルチャーセンター化しておるといってとらえ方が正しいのかなというのも含めて、非常に難しい問題。中央公民館を今度作った時にいろんなことをやりたい。ジャズだとか、それこそカルチャーセンター化を目指していないかなっていう風に思ってしまう。

事務局：カルチャーセンターがいけないと言ってるわけではない。講座やクラブサークルについてはどうしても学びたいことに対して、みんなが集まって、教えてもらってということの繰り返しになるようなものが生涯学習なので、そういった活動をしていただいでいくのはもちろん、必要なことだとは思っている。でもそればかりではなく、そもそもその公民館という場所が、地域の方たちの集まる場所というところで、もう一步先の、クラブサークルでみんなが学んだことを今度、その生徒さんの中から、新しく講師さんが生まれてくるだったり、みんなでせっかく集まっているので、地域の、今こういうことで困ってるんだよねっていうのを、別の学びに繋がっていったりとか、そういう活動にまでつなげて

いきたい、という意味で、民間のカルチャーセンターで学べるようなことばかりじゃなくて、その地域に即した、地域のことをもっと知るとか、地域の歴史を知るとか、こういう内容の学びも併せてやっていきたいというところで、こういったことを書かせていただいています。でも、アンケートの結果からは、一般的に市民の方からはいろんな講座を受けたいというような希望は実際にはあるので、そういった部分（講座の充実）もやっぱり必要。地元の歴史の講座を開いても、やっぱり人は集まってこないというふうにはなってしまうのかもしれないので、いろんな、講座を開く中で、もう一步踏み込んだ学習ができるといいな、という形でこの一言に、まとめさせていただいております。

委員：今回、こういう社会教育法を除外するっていうことまで含めて、僕個人の意見としては、現在の状態でいうと蒲郡市が一番社会教育法の解釈が狭い。だけど他郡市の方が、柔軟な気がする。どういう狙いでこの判断をされるかわからないんですけど、僕としては、社会教育法は除外しない。今のままで、しかし、もっと柔軟に、それこそ竜王町ぐらいでもいいぐらいだと思うんですが。あまりにも蒲郡市の適用の仕方が、硬直的である、狭いという感じがしております。今回出したのは、生涯学習課としてもこの際社会教育法は適用外したいというふうに思っておるのか、僕はちょっとわからないのは、社会教育法適用の施設っていうのは、文科省の管轄で、適用外になったら文科省じゃなくなるっていうふうに僕は思っておるんです。それは間違いなのか、教えていただきたい。

事務局：こちらの思いというのが、ちょっとやっぱり、すごく迷うところがありまして、これは今からこの後、皆さんにお話をする中でそれぞれやっぱりメリットとデメリットっていうのがあるものですから、そういったことをお話しつつ、この後本当それこそ皆さんにお話し合いをしてもらって、どうがいいのかなっていうのを伺いした上で決めていきたいなって思っています。その社会教育法っていうものはおっしゃる通り文部科学省の法律になるので、そこから外すと、自治法上の、条例で定められる施設っていうのに変わっていきます。それで、今は国の法律の中の社会教育法に定められた施設っていうふうになってるんですけど、そこから外れると蒲郡市の条例で定められている施設が変わっていく。

委員：今の生涯学習課は、教育委員会の中に所属しておるのであって、教育委員会だと文科省。そうすると、社会教育法の適用除外した施設というの

は、教育委員会と離れた新たな市役所の部署の所属になるのか。

事務局：そうではないです。所管が生涯学習課の持ち物というか生涯学習課の中にある交流館という形になってきますので、性質はその自治法上のつていうものにはなるんですけども、一緒に提案させていただいてる中央公民館は、社会教育法の中で運営します。事務局側でここを検討するのに交流館を、社会教育法からもしかしたら外すことになるかもしれないってなると、教育等について、教育委員会として、守って行かないといけないので、その場合は中央公民館は社会教育法上の施設というふうにして、そこから交流館を支えていくというような形で考えていますので、イメージとしては市民会館とか。

事務局：単純に申し上げますと、市民会館は別に社会教育法上の施設じゃないけど、教育委員会で所管してますのと一緒に、交流館も、今の公民館の流れの中で、教育委員会でちゃんと地域のために所管しつつ、施設の性質として、社会教育は提供するかしらないかというだけ。というような感触でいいと思います。

委員長：事務局の経営案としてはなので、社会教育法適用除外というものも視野に入れつつ、委員会の皆さんとして皆さんのアイディアというか、考えを聞きたいということです。で、このための具体的な作業っていうのを、グループワークをですねこの後、取り組んでいただければというふうに思っております。

## 2-（2）社会教育法適用、適用除外するメリットデメリットについて

### 事務局説明

資料の8ページをご覧ください。

ここにメリットとデメリットが書いてあるんですけども。ここでは名前がもし変わったとしても、社会教育法上の公民館と同等の施設とした場合と、名前を加えて、社会教育法適用除外施設とした場合のメリットとデメリットについて、説明をさせていただきます。

まず、公民館という取り扱いのままの場合

### メリット

・社会教育施設なので、あくまでも社会教育が中心という形になり、秩序が保たれる。



・設置目的などが社会教育法できちんと定められているので、目的に沿った行政サービスが安定的に提供される。

・住民にとって今まで通りの公民館ということで、信頼感や安心感がある。というところです。

デメリット

・制限がかかることがある。

・現場の職員が、実施の可否の判断を迫られる場面が増えてくる。

社会教育法適用除外施にした場合

メリット

・幅が広がるので、地域活動などがアイデア次第で、どんなこともやれることができるようになる。

・基本何でもできるので、現場の職員がその活動についてできないの判断をする機会が少ない。

デメリット

・企業の営利化活動などは、使用料を取ることも考えられるので使える使えないでトラブルになることがあるかもしれない。

・学校の中に公民館を作っていた場合に、地域の外の、市外県外の方の企業の方とかが出入りできるような施設になってしまうので、学校側として不安感が生じる。

・条例改正で施設のあり方は変えていくことができってしまうので、その市の方針で、もしかしたら社会教育から離れていってしまうようなことが将来的に起きてしまうかもしれない。部屋を貸すだけの建物みたいなふうに変わっていってしまう恐れがある。

私からの説明は以上とさせていただきます。

〈委員長の補足の説明〉

まず、社会教育法にはそもそもどういうことを定めている法律なのかっていうことについて説明をさせていただきます。これは一言で言いますと、地域の実情に応じて、住民の方がですね、学びたいと思ったことを学べる。こういう環境を行政、蒲郡は生涯学習課、そうしたものに求めていくための法律っていうことなんです。なので、基本的には、蒲郡市の例でいうと生涯学習課が、人々が地域の実情に応じて、学びたいことを学べるように公民館を作ったりだとか、或いは様々な集会や講座をやったりとか、そういうことでサポートしていきなさいよっていうことが書かれてある、そういう法律です。

そういう人々が地域の実情に応じて学びたいことを学ぶっていうのを、私どもの分野では自己教育とか相互教育っていう言い方をしています。なので、自己教育っていうのは住民が自ら学んで教え合っていくこと、相互教育っていうのは、互いに学び合って教え合う、そういう関係を作っていくことを指しているんですが、自己教育相互教育のサポートするための、法的な保障を与えるための法律、これが社会教育法なんですね。従って、社会教育法の第3条ではそういう自己教育をサポートするために、市町村がですね、公民館なんかの施設の設置、運営をしたりだとか、集会を開催したりしながら、サポートしていかなくちゃいけないっていうのが、書かれております。これが社会教育法の最大の特徴ではないかなというふうに思いますね。

今回の議論ではですね社会教育法の23条のですね、利用の問題で、制限もなくはないんですけども、基本的にはそういう何ていうか住民の自主的な学習活動を促しましょうという施設になって、そういう法律になっているということですね。したがって、多くの市町村では社会教育の職員として社会教育主事を置いたり、置いてないところもありますけれども、そういう市町村の社会教育の職員とか社会教育主事が、この地域で社会教育活動を行っている人たちに対するサポートの仕方もかなり地域住民の自主性を尊重するような、そういう法律になっていまして、要はですね、社会教育主事さんは地域で学習活動を行っていくことに対して、専門的な指導助言は行うことができることになっている。でもその指導助言の範囲は専門的技術的な中身に限定されてですね。それを超えて、市の方針だからこれをやりなさいっていうようなことを押し付けたりすることはできないっていうことになっているんですね。なので、社会教育法上の9条の3は、専門的、技術的な指導助言はできるけれども、教育委員会は、住民に対して命令及び監督はしてはいけないとまで書いてあります。そういうことで、地域の実情に応じた社会教育が地域で、例えば公民館単位でできるように、保障しているわけですね。

あとさらに申し上げますと、社会教育法には今話題になっている公民館に関する様々なルールを定められております。そこでは公民館の基本的な理念としては、地域を作っていくんだっていう、そういうような理念がうたわれております。あとは、社会教育法上には公民館運営審議会を設置するよにということが書かれてあって、これは設置しないことができるので、設置していないところも多いんですけども。公民館運営審議会っていうのは一言で言うと、館長の諮問に応じて住民が公民館のあり方について意見をいえる場です。まずそのことで住民の気持ちが公民館に反映するっていうことは制度上は整えられているんですね。

あと、さらには社会教育法では、安定的な社会教育が行われるように、公民館

に職員を置くという規定と、公民館に研修を行って力量向上を図る。そういう規定もあります。それは社会教育法の 27 条、28 条。こういう形ですね、全体としては、住民の自己教育とか相互教育で地域に応じた学びができるように、様々なサポートを施設の設置とか、職員の設置とか、職員の研修とか、住民参加、の組織を置くっていう、そういう形で補強している法律になっているっていうのは社教法であるというふうにいうことができるかなというふうに思いますね。

そうした観点から言いますと、事務局からはメリットデメリット、資料 8 ページですね、こちらについて口頭で補足していただけますかっていうことをお願いされているんですけども。メリットデメリット等の書き方をもうちょっと補足できるところがあるかなというふうに思っています。要するに、その目的に沿った行政サービスが安定的に提供されるっていうところに、私これ、括弧書きが入るといいんじゃないかなっていうふうに思っているんですね。その括弧の中で入るのが、地域づくりという理念、そうですね。あと、事業の実施、設置運営の基準、職員の配置と研修、住民参加など、これが入っていると、よりメリットを正確に言い表したものになるのかなと思っています。

この括弧書きで説明したことはすべて社会教育法に規定されていることで、一方ですね、デメリットのところはどうなるのかっていう、ここも事務局からお願いされているので報告をさせていただきますと、はい。要はですね適用外施設のところのデメリットのところ、これもう 1 項目付け加えていただくと良いのではないかなというふうに思っているんですね。

これ簡単に申し上げますと、社会教育法で保障されていた様々な行政サービス。ちょっと難しい言葉を入れたいんですけど、入れていいですかね。行政サービスと制度的保障が、失われる恐れがある。この行政サービスと制度的保証っていうのは先ほど括弧書きのところの説明した内容ですね。これ、適用外施設にしたときに、条例を作るときに、よっぽど工夫をしないと、ちょっとその辺が、保証が怪しくなってしまう恐れがあるのではないかなというふうに私は思っております。

ということで、どこまで私の説明が参考になるのかわかりませんが、皆さんでグループワークをしていただく時の参考にしていただければと思っております。以上になります。

## グループワーク（熟議）

### 〈プレゼンテーション〉

それでは、この社会教育法の内容について、今から事務局の A と B が、それぞれの立場から、プレゼンをさせていただきます。A が社会教育法適用内の施設がいいと思いますという立場で B の方は、外した方がいいのではないかなという立

場でお話をさせていただきますので、それを聞いた上で、皆さんそのあとグループになっていただいて、お話をさせていただいてまとめていただいた内容で今日、こういった方向性にしていきましようかというところで、決めていきたいなと思っておりますので、お願いします。

#### 〈Aプレゼン〉

私は社会教育法上の施設のままがいいと思います。なぜなら、交流館は地域住民のための地域活性化を目的とすることが、一番であり、そのためにやりたいなと思ってるようなことが、法律の中でできるっていうことがわかったからです。営利の目的の活動までをする必要はないのではないかと考えます。

もし適用を除外してしまった場合、市外とか県外からいろんな方が見えるような施設になってしまって、今の蒲郡の公民館の特徴である、地域の方たちが大切に使ってきた施設っていう意識が、薄れてしまう恐れがあります。

また、除外した場合やっぱり、蒲郡の方たちは、今まであった市民センターと一緒によねっていうふうに思ってしまうのではないかと。そうすると、市民センターってなると、やっぱり誰でも自由に部屋貸してもらえよう場所というふうに思ってしまうと、本来のその生涯学習とか、地域のための施設っていう目的は失われてしまう恐れがあるのかなと思います。

また、本来外してしまった場合でも、市民センターにするつもりはないんですが、そういった説明を、市の方が説明をしていかなければならないって思っているんですが、もともとの公民館の活動をさらに広げた上での、市民センターではなくて違う施設。教育も、地域活動もした上での、もっと広くできる施設にするんだよっていう説明をしていこうとは思っているんですが、これが、担当職員が、やっぱり市の職員は5年ぐらいで変わってってしまうので、そうしたときに、どこまでそれが、継承していけるかによって、その施設の方針が、変わってってしまう恐れがあるということも、反対する理由です。

なので、交流館では、地域住民が、中心となって、人同士の顔つなぎだったり、みんなが繋がり合う施設として使ってもらうために、今の社会教育法上の施設として使っていただくのが、いいのかなと思います。

#### 〈Bプレゼン〉

それではBの方から、社会教育法を外した方がいいという立場でということでお話しさせていただきます。

まず前提としては中央公民館による交流館に対する社会教育のサポートというのは、念頭に置いていただけたらと思います。

詐欺まがいな内容など利用方法に対して、難があるものは当然、利用できない

ということも前提として、社会教育法を除外したらどうなるかということをお話しさせてもらいます。

まず現状の課題という部分でいくと、現状の公民館というのは、利用者が限定的だとか使わない人からしてみると何をしているところかわからないというのがあります。そのため本当に、同じ人が繰り返し使っているというイメージがあります。そこを払拭したい、いろんな地区の住民の人が利用してもらいたい。その先に、まちづくりに発展があるというところを目指した場合に、より入り込んでもらうにはどうしたらいいかというやはりこの今社会教育法によって活動を制限されるというのは、すごくハードルあると思います。

なので例えばですけど、外れるとどんなことが考えられるかということで、現状の公民館の方で生涯学習講座だとか、公民館まつりなどを工夫して学びの場を作っていただいています。ただやはり職員というキャパだけでは、数だとか、内容というものの幅には、どうしても、マンパワーという部分では限界がある。そこを社会教育法をはずす、営利的なところがOK、そうなった場合には、民間の企業がこういった場所を使って講座をしてもらう可能性がある。例えばカーマさんが、自社の宣伝のために、公民館で親子のDIY講座を開きたい。やっぱりそれは、多少営利性がないと企業にとってはメリットがない。そう思いますので、少し宣伝目的だとか、多少の収益というのがあったらできるかなど。住民としてはやはり、そういういった趣味の延長で専門的なそういうところを教えてくれるっていうことになれば、やはり魅力がある活動ということができると思いますね。

そこに職員が、呼び込むのではなくて、公民館はそういったことで使っているですよという、働きかけだけをする。あとは、企業さんが宣伝の場として来てますっていう仕組みをできれば、お花屋さんだとか、モノづくりだとかそういった民間が、自主的に公民館をまわしてくれるとすると、職員のマンパワーは、多少のこちらからの働きかけという部分で、力の入れ方はあると思いますけども、どちらかと言うと、外部の人の力によって、建物の中で、人が回りだすという、一つのきっかけとしては考えられる。

企業ではないにしても、地区の住民の方が、ちょっと私、引退したけども、会社で英語は使ってたので教えてあげてもいいな。ただ、趣味程度だと、私もちょっと生活があるんでっていうところで、塾的なことをやってあげたいと、習いたいっていう需要供給を生み出せるのかな、そういう幅がすごく出てくるのかなということがあります。

公民館側の目的としては第一歩。中を知らないから、なかなか足が運べないという第一歩のきっかけが生まれるのであれば、2回目3回目は社会教育的な生きるために必要な力、防災だとか、老後の2000万円問題みたいなことがあります。

したけども、それがじゃあ、蒲郡の私たちとして 2000 万円は今後どうなのかみたいな、踏み込めない、なかなかそう興味が引かれないところも、公民館っていうところを知ってもらった上で公民館に来れば、そういうことも、習えられるんだなという事も知って、より住民の方が入り込めるのかなということが考えられる。そこには中央公民館のサポートありきになってくると思いますけども。まず第一歩、どんな形でも第一歩に入る仕組みを作る、範囲を広げた交流館でもいいのかなと思っています。そのために、利用に自由度のある交流館であっても良いと思います。

事務局：確認なんですけどさっき B が言った、個人の方が英語のスキルがあるので、地域の方に教えてお金を集めながらやりたいっていうのは、私は社会教育法でできると思っていましたんですけど。地域の方の学びの場をつくるという意味で、できるのかなあって思ってたんですが、先生どうでしょうか。

委員長：現時点でもですね、現時点でも市長村として判断がありますので、これは蒲郡市がどう判断するのかっていうことだろうと思いますね。現状の社会教育法はそんな、23 条自身はそんなに細かいところまで禁止事項があるわけではありませんので、やっぱり広く解釈すれば、行うことは可能なのであろうと思いますね。実際竜王町の公民館は、そういうふうになっておりますし。

事務局：ありがとうございます。そうですね社会教育法上の基準というか解釈をどこまで広げるかっていうところではあると思うんですけど。企業さんのさっきのカーマの講座みたいなものはちょっと微妙だなっていうラインではありますので、この、2 人の話を聞いた上で、グループを作っていたいただいて、5 分から 10 分以内ぐらいで、個人の話聞いてもらってまとめていただいたもの、あと発表していただきたいと思います。紹介するの忘れてしまったんですけども別紙の 3 の 1 と 3 の 2 っていうのが、ありまして、こちらは国の文科省からの通知の文章になります。文科省の方でも、全く駄目だと言っているわけではないよっていうような内容、平成 25 年と平成 30 年に通知を出しています。ここでは個展をやった人が物販することに対して、特定の企業だったり特定の個人に対して、配慮するのでなければ、そういった活動もできますよみたいなこと。もっぱら営利を目的としないければよしということが、国からも通知が出てますので、やっぱりその解釈をどこまで、持つてくかっていうところではあるんですけども、こちらもちょうと紹介し

忘れたので補足しておきます。

#### グループワーク（10分）

##### 発表 グループ1

こちらのグループでは、社会教育法の適用内でできることがもっとあるのではないかということの話ができましたので、結果的には、適用内でできることを広げていった方がいいんじゃないかという意見になりました。

いろいろ意見が出てくる中で、人が集まるきっかけが作りやすいということで、適用除外して、様々な可能性を探っていくのもいいのではないかという話も出しました。

いろいろ方法がほかにもあるのではないかということで、実際小江まちカフェさんがマルシェを公民館からちょっと出たところで、営利目的と考えられるようなところは工夫してやられてたりとか、されてます。他にもそのような、適用内でできることをもっと考えていったほうがいいのではないかという話をしてきました。

##### 発表 グループ2

こちらのグループでは、今まで蒲郡市の公民館の解釈として実施していたことが、余りにも狭かったのが、結局残念だったなって。でも解釈次第では、社会教育法等の範囲内で、十分いろいろな活動ができるのではないかっていうようなところにまとまってきたかなと思います。

例えば今、ここの公民館で行われてた子どもの習字教室とかあるんですけど、月謝を集めているので、営利活動なのではないかっていうことで、場所を変わってもらったとかっていうないきさつがあったりとか、キッズダンスっていうのが始め10人ぐらいで、人数少なかったのが、月謝も大したことがないところでやったんですけど、だんだん人気になって、60人ぐらいの大きい団体になってきた。地域としてはすごい育ってるんですけども営利活動になってしまうのはということで、別のところに移ってもらったといういきさつになってるんですけど、これってすごく、地域としてはもったいないことなのかなって思ってます。

でもそれは儲けるためにキッズダンスをやってるわけではなくって地域の子供たちに、こういう活動の場を与えて、仲間と知り合ってるっていう、そういうことを考えれば、この解釈次第で、公民館活動としてやってもらってもいいのかなって感じがします。

月謝を取ることが営利目的かっていう話にもなりまして、消耗品、コピー代、

資料代だとか、先生が来てもらったときに費用がかかったりとか、そういうこともあるので、すべてが儲けになってるかというか、必要経費で済むのではないかということもあって、月謝を取ることがいけないっていうのはどうかという話になりました。

あともう一つ出てきたのが、外国の方が誕生日会を市民会館を有料で借りてやってるそうですが、こういうのも例えば有料で公民館を貸し出す方で、こういう風にできたらいいんじゃないかなっていう意見も出てます。

結論としては、社会教育法の適用内で解釈をもうちょっと、今までよりも広く地域のために使えるように解釈をすることによってやっていけたらいいと思います。

#### 〈委員長コメント〉

皆さんの意見をお伺いして、私の方でまとめというか、コメントをするように事務局からお願いされておりますので、コメントさせていただきたいと思っております。

そうですね皆さんの意見っていうのは、様々な意見はあったんだけど最終的には、現行の社会教育法の解釈というものを、広くしていくっていう、そのことで、活動、利用できる方の範囲を広げていくっていう、こういう方向でどうかっていうそういう意見があったのかなというふうに私は理解をしております。

で、それとの関連で少しお話をさせていただきますが、たまたまなんですけれども、2日前にですね、ある方から情報提供をいただいて、北海道大学で社会教育を研究されておられた先生から教えていただいて、戦後、第二次世界大戦後1950年ですね、間もない頃の公民館、文部省の優良公民館として表彰されているそういう公民館を映した映画があるから、それをユーチューブにアップされてるから見てごらんよっていう情報提供をいただきまして、たまたま見ていたんですよね。公民館っていうのは、1946年に設置され始めて、その後1949年に社会教育法ができて、その1年後の映画ですね。なので、営利目的の利用の禁止っていうような先ほどの23条もすでにある状態での映画なんですけれども、その映像を見ると非常に面白くてですね。例えばある公民館だと、公民館でパン屋さんをやってるんですね。

パン屋さんって言っても、パンを焼くための手数料しか取らないっていうパン屋さんなんですけど。あと、公民館で散髪屋さんとか、歯医者さんをやってるっていうような事例があってそれが、文部省優良公民館として表彰されてる。あと、当時の公民館でよく行われたこととして公民館で結婚式ですね。そういうものを事例として紹介されていて、それが文部省の優良公民館として表彰されているっていうそういう内容だったんですよね。



そう考えると、当時の公民館っていうのは社教法っていうのは存在してたわけなんですけれどもかなり幅広い解釈をされていたんだなっていうことを思うわけですね。映画を見るとそこでのパン屋さんとか、歯医者さんとか、結婚式っていうのは、当時要は、地域にはパン屋が1軒もないっていう地域がたくさん歯医者さんが1件もない地域ってたくさんあって、ただそういう活動をね、公民館としてお願いするっていうことが、やはり地域全体のためになる判断があっただけのことのようですね。

あとは結婚式に関しては昔の結婚式ってびっくりするほどお金がかかって、何日間もやらなきゃいけないっていうことで大変だったらしいんですよね。なので、それを会費制して、要は結婚式を近代的なものにする。要は民主化するっていう、そういう生活、地域全体の生活を古い生活から、もうちょっと合理的な生活に改善していこうっていう、そういう流れの中で結婚式も公民館の中でやっていいよっていう、ことだったようですね。

後、私が歴史研究してた時期もあるものですから、中津川の公民館の資料なんかを見ると、中津川市のある公民館では、地域の新年会を公民館を使ってやってるっていう。そういう事例なんかもあったりして、なので、かなりですね特定の団体とか特定の企業とか、そういうのに便宜を図るということになれば、かなり自由に使えたんだなっていうことがわかりますね。

それが、これ推測でしかないんですけども、国の要は教育の行政のあり方そのものがですね、1950年代の半ばぐらいから、わかりやすい言い方でいうと若干管理主義的な流れに変わっていくんですね。そういう流れが、大体1990年ぐらいまで続いていくっていうのがあるんですね。おそらくそういう流れの中で少しずつ社会教育法の23条を厳格な流れにしていこうっていう、そういう流れがあったのではないかなっていうふうに思いますね。

蒲郡の場合具体的な事実関係がどうなっているのか私、承知しておりませんので何とも言えませんけれども、やはりそうした歴史の流れがあっただけ利用しているものがなかなか、厳格に解釈しようっていう、そういう流れもあつたのかなという気がいたしますね。それはまとめの一つ目として私が感じたことですね。

あともう一つなんですけれども、ここの委員会の議論の流れとして将来的には、結局はでも、社会教育法からの適用を外したほうがいいんじゃないかっていう議論が出てきたりっていうこともあり得るかもしれないなどは私、個人的には感ではいるところなんですけれども。仮にそういう流れになった場合でも、やはり大事なものは、この、公民館の条例を作るときに、やはり条例を慎重に検討していくっていうことが大事になってくるのではないかなっていうふうに思っています。

要はですね、地方自治法の公の施設っていうのは、条例で設置するっていうこ

とと、利用する際に、住民に公平に利用させなきゃいけないっていうこと以外は、何も制度的な保障っていうことが規定されていないんですね。なので、かなりいろんな裁量でやれてしまうというところがあって、そのことのよさとともにデメリットっていうのがあって、やっぱり私が専門的な見地から心配しておりますのは、社会教育法で、様々に規定されていた公民館は23条は制限になる可能性もあるんですけども、一方で職員の配置であったり、研修であったりとか、住民参加っていう、のことであったりとか、或いは地域づくりという意見であったりだとか、或いは自己教育総合教育っていうね社協法全体の理念ですよ。その辺が、やはり、交流館っていうことになることをきっかけに、制度的に保障されないっていうことになると、若干、ちょっと不安だなというところがあって、やはりそこを、条例を作る時に交流館の条例作るときに、社会教育法に近い形で社会教育法のメリットとされている部分についてはきっちりと条例の中に書き込んでいく。そういうような、考えてやっていくっていうことをやるっていうことが必要になってくるのかなっていうふうに思っておりますね。

なので、全体をまとめると、社会教育法のいいところは生かしつつ、かつ、住民の方が、ますます利用しやすいような公民館のあり方を考えていく、或いは交流館といった方がいいかもしれません。交流館のあり方を考えていくっていうことが、やはり今後の公民館の、グランドデザインに必要なのかなということを感じました。

以上になります。参考になればと思います。

事務局：ありがとうございました。

こちらの検討結果の方を資料の方に反映させていきたいと思っております。

## 2-(3)施設の有料化について

### 事務局説明

先ほどグループ2の方でも、施設の利用の有料化についての話がちょっと出たみたいなんですけれども、それに関しましてアンケートの方でも、住民の方たちに、お伺いしております。その結果を掲載させていただきました。多くの方が有料と無料のルールを作って多くの方が利用できるようにすべきだ。というところですね、利用料の負担については、公民館の光熱水費等が賄える程度というふうな回答をいただいております。

私たちが今検討しているような利用をもっともっと広げていきたいと思いますというふうな形にしていきますと、将来的には今よりももっともっと部屋の利用だったり暖房冷房使うようになって光熱費とかが上がっていったらということ

が考えられますので、やっぱりそういったところはどうしても部屋の有料化をして行って少しでもお金をいただいて、まわしていかなきゃいけないっていうことは出てくるかもしれないなというところで、質問事項に入れさせていただきました。多くの方が有料化については、一部ならいいんじゃないかっていうことで回答をいただいております。

1枚はねていただいて、10ページ。有料になった場合の影響っていうところなんですけど、有料になると60代70代の方は特になんですけども公民館利用の頻度が下がるっていうふうに、答えられています。

あとは安易な利用予約が減るため施設の適切な利用が図られる。ていうところなんですけども、今、無料なので予約だけとりあえずしておこうみたいな感じで予約を入れとくけど、やっぱりやめますみたいな感じの、重複して断らなきゃいけないような状況みたいのがもしかしたらあったりして、ただ有料になるとそう簡単に予約を入れてこないの、そういったところが守られるのではないかというところの意見が多くありました。

この結果を見まして事務局としましては、現状無料でやっているクラブサークルだったり講座、に関しましては無料で今まで通りお使いいただいて、これから利用拡大に当たって、さっき言われてたような、お誕生日会だったりとか、あと営利の関係で使っていただくような時には、利用料金をいただくっていうふうなことも考えていかないといけないかなっていうふうに考えております。以上です。

委員長：それではですねこちらの内容につきましてご意見やご質問はあるでしょうか。

委員：今やれるのが無料、新しくやるのは有料というのがちょっと引かかるんですけど。それって利用頻度は上がらないような気がするし、本来の目的である、いろんな人のために、開かれた施設というのが、この会目的だと思うんですけど繋がるような感じはちょっとしないです。そのお金とは、ガラス張りで明確になる、光熱費だけに割り当てられるのかどうかという、変な話、ちょっとあやふやな基準でやっちゃうと、心配だなって思います。逆に、今、大分光熱費等で負担がかかっているのであればすべて有料にすべき、この際すべきなのかなと思いますし、市の財政によってどうなのかなと思うんですけど。ちょっとこのままスーッと流れて行っちゃうと心配だなと思います。

事務局：現状ですね他の市町村さんの状態を見ますと、どこの市町村も、もう、

一律料金をいただいているところが多いなあという印象です。ただ、中にはその地域の方の利用の場合は無料とか、そういったが線引きをしているところもありますので、有料無料に関しましてはもうちょっと、私たちはまだ研究がまだそうそんなにできていないので、他の市町村さんの様子等ももっともっと研究した上で、どこまでの線引でっていうところはこれから検討していかないといけないなっていうところではあります。ただいままでずっと、完全に無料だったもんですから、ちょっとこの先、有料っていうことを広げていくことに関して、施設が一部有料になるかもしれないっていうことはちょっと触れておいたほうがいいのかなんて思いますので、ここで完全に有料にしていきますというふうに決めるわけではなくて、そういったことを検討していくという形で、資料の方へ反映させていこうかなって思っております。

委員：まず有料にする理由が、例えば、光熱費だけでもそういうような収益を期待してというパターンにも聞こえたのですが、実際にですね本当に光熱費にすらならないんじゃないかっていう、僕の予想では。利用料金をどうするかによって、また違ってくるかと思うんですが、やっぱり公的な施設、民間だったら維持のためにある程度の有料化っていうことも当然当たり前のことですが、公的施設で税金でできてる施設という感覚でいけば、僕は基本無料でやって行きたいなというのを思ってる。ここで施設の有料化が出てきたのは、そうか営利活動とか、そういうこともあってこれからの公民館の利用の仕方の中で、ある程度、そういった営利を伴うような使い方の時には、有料、そうでない、地域の人が使うものに関しては無料。そういう線引きの仕方、というふうに思っていたんですけど、そこら辺も含めてお願いします。

事務局：基本的にやっぱりこういう有料無料の話っていうのは営利目的で使う場合は、本来、利用料金払ってもらうのが筋かなっていうところで、話が出てきたところではあるんですけども、他の市町村さんを見ると、あんまりきちんと確認ができてないんですが、その地域の利用の方からお金をいただく場合でも本当に、1時間400円とか、そんなに多い金額はもらっていないんですけども、やっぱり、それぞれの部屋に対して、広さとか部屋に対して、1時間幾らですっていうような料金表がやっぱり出てくるんですね。なので、そこを蒲郡もそんなに財政的に、裕福な市ではないので、そういった検討もやっぱり必要になってくるんじゃないかなっていうところで、やっぱり岸本さんおっしゃったよう

に、営利なら有料で、地域の例えばさっき言った、お誕生日会みたいなものだったら無料でもいいんじゃないかっていうことだと思うんですけども、その辺もよくよく検討した上で、決めていきたいなと思っておりますので、お願いします。

委員長：その他いかがでしょうか。

これは線引きっていうのはかなり、確かに難しい問題ではあります。本当様々ですよ。

全国的に見ると利用料取っているところの方が圧倒的に多いということがあるので蒲郡のように無料の原則を貫いてるっていうのは珍しいと思いますね。僕は個人的にはこっちがいいと思っているんですけども。

そうでないにしてもですね利用料は取るけれども、公民館に登録をしたグループ団体については無料にするっていうそういう線引きを行っているところもありますし、あと社会教育法上の公民館が市町村その他一定区域の住民のためっていうふうになっておりますんで、自治体のなかの住民の利用は無料でも、外の人、他の市町の利用の場合は有料っていうそういう整備をしている場合もありますし、はい、本当に様々ですよ。公共的な利用の場合は無料だけれども、企業とか個人の場合は有料とか、いろんな線の引き方ありますのでそこはやはり蒲郡の実情に応じた、そういう検討ということになっていくのではないかなと思います。

### 3 施設の配置について

#### 事務局説明

施設の配置についてのお話になります。交流館はどこにあつたらいいと思いますかかっていうことをお伺いしたいと思います。

これまでですね、事務局の方では新しく作っていく交流館は、学校の中に併設で作っていったらいいよねっていう話をしてきたんですけども。皆さんの方から実際、皆さんにとってどこに交流館があつたら、いいなっていうのがもしあれば、お伺いしておきたいなっていうふうに思いまして、ご提案をさせていただいています。

これに関して別紙の4の横長の最後の地図があるんですけどこちらの方蒲郡の、白地図の上に、この太い実線が、中学校区になります。その中学校区の中に点々の、点線があるんですけども、こちらが小学校区になっております。で、赤

い丸の点が公民館、オレンジの点が中学校、青い点が小学校の位置になっておりまして、黄色とかピンクとか色づけがしてあるところがあるかと思うんですが、こちらの方は、学区をまたいだ地域に色がつけてあります。なので鹿島の地区は、形北の学区と塩津の学区にまたがる。紫の栄町は、一部、蒲南学区にかかっていたりとか府相区のところが蒲南と竹島小学校というふうにいるところが地区を跨いだ形で、小学校区と複雑に絡み合ってるっていうのがここでわかります。

で、施設の位置関係もこの点々を見ていただくと、わかりやすいと思うんですけども、そもそも交流館が、今の公民館の位置もあるんですけど、これが小学校の位置にひっついてった方がいいのか、それとも、ある程度地域ごとでまとまる中学校ごとの方がいいんじゃないとか、あと学校にこだわらずに、地域の、今の場所と一緒にだったり、もっと地域の中心部にあった方がいいんじゃないとか、そういうのはあるのかなと思うんですけどもそこをちょっと皆さんに、今度、考えて来ていただきたいなと思います。

こちらの方なんですけども今のところ小学校も老朽化が進んできておりますので建替え等の検討が進んでおります。そのときに、公民館も同じように古くなってきておりますので、そこに合わせて、小学校と一緒にっていう考え方を事務局はしてるんですけども。それで、数を幾つ作ってたらいいのかなっていうところとか、あと規模感ですね、それに関しては、この横長の資料の、12 ページ以降になるんですけども。それぞれの公民館の地区ごとの世帯数、現在の世帯数の表と、あとその地区ごとの地図と、公民館の位置や、施設の位置の地図をつけてあります。

これを見ますと、西部の持つてる世帯数が少ないなっていうことだったり、あと、蒲南地区でいくと、府相と小江と蒲郡の公民館がすごい近いところに三つあるんです。塩津とか、形原とか、大きな地区でも、公民館1個ずつなんだけれども、この蒲郡の南地区は三つあるっていうのとかもわかるんです。これから人口等もどんどん減っていくんではないかっていうことが言われてる中で、今と同じ規模の公民館をまた作っていくっていうことがとても難しいのかなっていうふうに考えてます。

そういったことを考慮した上で、今後、新しく作っていく交流館の数だったり、規模について、次回、皆さんにご意見をお伺いしたいなと思っておりますので、ただここで決めてそれを落とし込んでいくっていうわけではなくて、すごく難しい問題だと思ってますので、ちょっと、ご意見だけお伺いして、ある程度何かこう落とし込めるようなものがあれば、資料に最終的に入れてきたいなと思っておりますので、次回またお伺いさせていただきたいなと思います。

委員長：ありがとうございました。

そうするとここでは、質問とかは、そういう方はしないという形によろしいですか。

事務局：もし今の私の、考えてきてくださいという内容について質問等あれば、ここで答えしといた方がいいと思いますので。

委員長：それでは、現時点で何か。

委員：ここに書いてあるのは、小学校ごとの、中学校区ごとに、地区総代区単位、一番いいのは、地域と学区が、要するに行政、学校が一致しとるのが一番いいわけですね。そういうことを考えれば、努力をする必要があるのかもしれないんですけども、現実問題、学校の統廃合は非常に難しい問題。僕はですね、今回のこの案がですね、もともと小学校に併設される公民館という、ことをうたっておるわけですので、当然、現時点ではですね、統廃合されるわけですけど、13小学校があるんで、公民館の13が、本当は理想としてあって欲しい。もっとも、いわゆる公共施設マネジメントで言うと、増えちゃったなあという話になるわけですけども。僕が思ってるのは、学校に集約される中だけで今、施設の数が減るってということもあるんですけど、もう1個、児童館も一緒に学校に入って全部集約された公民館が、児童館の機能を持った公民館にしていくというふうになっていったら、公民館の利用をさらに、活性化された公民館になっていけるんじゃないかなということも含めて、できたら、13小学校に入れてほしい。現実には11館。それをそのまま行かざるをえなかったちゅうときにですね。たまたま大きな公民館である三谷。三谷が小学校でいうと、三谷東と三谷小。そして大きな公民館である形原。形北小と形小。公民館と言ってもその公民館は主事が2人、他のところは1人。そういうことを考えれば、どうしようもなくなれば、11公民館がそのまま13の小学校にあたって、だから三谷公民館はから二つの小学校、形原公民館は二つの小学校。それやむを得ないんですけど、できれば違う形がいいんですけど、もう現状でいくとそうならざるを得ないのか、それも含めお願いします。

事務局：そうですねいろんな方法というか可能性が考えられるのかなとは思いますが、そう言ったことも含めて、率直に皆さんご意見をいただきたいなと思いますので、はい。また、次回の時に、それぞれ今の岸本さんのご意見の方も聞いていただいた上で、ご意見いただけたらな

と思いますので事務局からの方からのお話をまた次回っていうことにさせていただきます。

委員長：ありがとうございました。他によろしかったでしょうか。

ちなみに、公民館の設置及び運営に関する基準っていうものが実はありまして、これで公民館施設が地域によって格差が出ないようにというところなんですけどその第2条に対象区域に関する定めもありまして、そのときに考慮すべき条件としては、そうですね公民館活動の効果を高めるために、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案してっていうふうに書かれております。

なので、蒲郡の場合だと、比較的平地のところもあれば坂が多いところもあって、様々ですので、そうしたところ、あと人口減少の予想がどれぐらい。いろいろ考慮しないといけない条件たくさんあるわけですけれども、こういう設置基準なんかも参考にしていただけると良いのではないかと思います。

あと次回なんですけれども、グランドデザインのほぼ完成版を作成していくってということにも、入っていきたいと思っておりますので、はい。いろいろですねまた皆さんのご意見をいただきながら、検討していければというふうに思っております。

では、本日全体の講評を私からするという事になっておるんですけども、ちょっと時間がおしてるので、私も途中途中でいろいろコメントをさせていただきましたので、これは省略させていただいてよろしいかと思うんですがいかがですか、事務局として。

事務局：大丈夫です。

委員長：では、本日の内容全体について改めて質問やご意見があればと思いますが、こちらもよろしいでしょうか。ありがとうございます。ここで私の方も司会は終了させていただきましてまた事務局の方にマイクの方、お戻しします。

事務局：本日はですね、長時間にわたりご検討いただき、ありがとうございました。今回ご検討いただいた内容ですとか、大体ご意見等ですね、議事にまとめまして、また委員の皆様にも、ご提示させていただきたいと思えます。今日の内容を踏まえまして、次回の会議に向けての準備を進めて参ります。



次回の第4回の検討委員会ではですね、先ほど委員長からお話ありました通り、ほぼ完成版に近いものをご提出できたらなと思っておりますので、よろしく申し上げます。事務連絡にはなりますけれども、次回は12月の中旬頃を予定しております。またですね、先生含め委員の皆様のご都合を確認しながら決定していきたいと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

会場をですね、これまで科学館、府相公民館、東部公民館とやって参りましたが、会場についても、あわせてご連絡をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

それでは皆さんどうもありがとうございました。